

第六十三回国会の審議過程 における主要な討議事項

第六十三回国会(特別会)は、昭和四十五年一月十四日から同年五月十三日までその審議を行なった。この間政府提案に係る税法は、所得税法、法人税法、物品税法、租税特別措置法及び国税通則法の各一部改正法並びに昭和四十五年度の税制暫定措置法を全て可決成立させることができた。国会においては、これら税法の審議の過程や予算の審議の過程で、大蔵委員会、予算委員会を中心として、税制に関する様々な討議が行なわれた。それらの様々な討議のうちで主要な事項を以下で簡単に紹介することとした。なお、これらの事項は、昭和四十五年六月五日に再開された税制調査会総会においてまとめ報告がなされ、新たな視点からその検討がはじめられている。

II 国税関係 II

国税関係では、今後の所得税減税の方向、税法系における直接税と間接税のあり方、物価と税制、新経済社会発展計画と税負担

及び国税と地方税の一体化等の諸問題について、一般的な質問が行なわれたほか、主として次のような議論があった。

〔所得税〕

- ① 今後においても、所得、物価水準の推移及び国民の税負担の推移に即応して所得税負担の軽減合理化(減税)に努めること。
- ② 課税最低限の標準的世帯の表示は四人家族に改めること。
- ③ 給与所得控除を拡充すること。とくに定額控除(現行十万円)を大幅に引き上げること。
- ④ 配偶者控除の適用要件である所得限度(現行給与所得等の場合十万円、収入金額換算二十二万五千元)を引き上げること。
- ⑤ 配偶者のいない世帯の第一子の扶養控除(現行十三万円)を引き上げること。
- ⑥ 未成年者控除制度を創設すること。
- ⑦ 老年者控除の適用対象の年令(現行六十五才以上)及び所得限度(現行五百万円以下)を緩和すること。
- ⑧ 扶養親族のない寡婦を寡婦控除の適用対象に含めること。
- ⑨ 看護婦養成所の生徒を勤労学生控除の適用対象に含めること。

⑩ 生命保険料控除の限度額（現行三万七千五百円）を引き上げることを。

⑪ 教育費控除制度を創設すること。

⑫ 住宅費控除制度を創設すること。

⑬ 個人事業者について、事業主報酬の必要経費算入を認めるか又は、勤労所得控除を設けること。

⑭ 二分二乗課税方式を採用すること。

⑮ 給与所得者の少額なその他所得の申告不要限度（現行五万円）を引き上げること。

⑯ 年末調整による源泉徴収税額の納付期限（現行一月十日）を延長すること。

⑰ 株式公開の場合の証券の譲渡所得で高額なものについてはこれを課税対象とすること。

⑱ 米の生産調整奨励金に対する課税上の取扱いを明らかにすること。

〔法人税〕

① 法人税率の引上げ幅を大きくすること。税率の刻み（現行二段階）を増すこと。

② 同族会社の留保金課税を廃止すること。少なくともその軽減を大幅にすること。

③ 金融機関の貸倒引当金（現行繰入率千分の十五）について再検討すること。

④ 公益法人の目的外支出は、収益事業でなくても課税の対象とすること。

〔贈与税〕

贈与税の配偶者控除の適用要件を緩和するとともに、その控除額を引き上げること。

〔間接税〕

① 間接税にもう少し比重をかけるべきだとする意見と、間接税への移行は慎重にすべきであるとの意見がある。

② 物品税を緩和の方向で見直す意見と、拡大の方向で見直す意見とがある。

③ 売上税又は付加価値税の創設は、長期的な課題として研究すること。

④ ガソリン税の税率の引上げは行なわないこと。

⑤ 入場税の免税点を速やかに引き上げること。

⑥ 酒税については、企業規模により税率に差等を設けること、また、級別制度を廃止し、従価税制度を導入すること。

⑦ 砂糖消費税は物価との関連上、軽減を考慮すること。

⑧ 自動車新税の創設については、所要財源の見通しと関連して総合的に検討すること。また、既存の諸税との調整にも慎重に配意すること。

〔租税特別措置〕

① 土地税制について、四十四年度税制改正の効果を検討すること、法人の土地取得を規制することについて検討すること、公示地価を上回る土地の譲渡に対する高率の超過譲渡税、未利用地税及び市街地開発税の創設等を考慮すること。

② 社会保険診療報酬課税の特例(必要経費率七十二%の法定)を廃止すること。

③ 交際費課税を強化すること。

④ 広告宣伝費の特別課税制度を検討すること。

⑤ 輸出振興税制は、期限到来までにその改廃につき、十分検討すること。

⑥ 景気調整税制については、特別償却停止制度を活用すること。

資料

と。それができなければより効果的な制度を検討すること。

⑦ 減耗控除制度については、制度の合理化を前向きに検討すること。

II 地方税関係 II

地方税関係では、国、地方を通ずる税源配分、市町村とくに大都市の税源の充実に、一般的な質疑が行なわれたほか、次のような論議があった。

〔住民税〕

① 課税最低限の引上げを図ること。

② 白色事業専従者控除の引上げにつとめること。

③ 高額所得に対する税率の累進度を高めること。

④ 超過課税の合理化を図ること。

〔事業税〕

白色事業専従者控除の引上げにつとめること。

〔固定資産税〕

① 土地に係る固定資産税について、納税者間に負担の不均衡を生ずることのないよう、その合理化に留意すること。

② 市街化区域内で都市施設が整備された地域における農地等に係る固定資産税については、周辺宅地との均衡を図るよう検討すること。

〔電気ガス税〕

① 非課税等の特別措置の合理化につとめること。

② 電気ガス税の負担の軽減を図ること。

〔租税特別措置〕

国税における租税特別措置の影響が自動的に地方税に及ぶことのないよう配慮すること。

〔大都市税制〕

大都市及びその周辺都市に対する税財源の拡充を図ること。

〔地方道路目的財源〕

地方道路目的財源とくに市町村の道路目的財源の確保に必要な措置を講ずること。

〔税制・徴税事務の簡素合理化〕

国税、地方税を通ずる税制及び徴税事務について、その簡素合理化を図るよう検討すること。

税制調査会の審議日程

税制調査会は、委員の任期が昭和四十六年九月四日までとなっているため、長期答申のための審議が必要であるが、また、昭和四十六年度税制改正に関する答申も今年中に出す必要があるため、当面の諸問題の審議も必要である。従って、今年度の税制調査会はこの両答申をにらみながら審議の日程を考える必要がある。総会、部会、小委員会はおおむね次のように構成され、運営されている。

〔総会〕

税制調査会の最終的な意志決定を行なう全体的な審議の場である。今年度に入って既に六月五日、六月十九日、七月三日の三回会合を行なっている。今後も必要に応じて開催され、各部会等の調整の役割を果たす。

〔第一部会〕

国民経済的にみて望ましい今後の税制のあり方について検討するいわば企画部会にあたるものである。部会所属委員二十一名。部会長は高橋長太郎一橋大学名誉教授、部会長代理は山本進毎日

新聞論説委員である。

既に七月十七日に第一回目の会合を行なっている。第二回目は九月以降に開かれる予定である。

〔第二部会〕

所得、資産及び土地に関する税制について検討する部会である。部会所属委員二十一名。

開会は九月以降になろう。

〔第三部会〕

間接税その他第二部会に属さない税制について検討する部会である。部会所属委員二十名。

この部会も第二部会同様開会は九月以降になろう。

〔基本問題小委員会〕

税制の基本的問題について理論的な検討を行なうため第一部会の下に設けられた小委員会であり、第一部会所属委員二十一名と大学教授を中心とした専門委員十四名とで構成されている。小委員長は、松岡義彦朝日新聞論説委員である。七月二十四日に第一回会合を行なったが、第二回目は九月以降の予定である。

基本問題小委員会は、隔週に開催され、今年中には、十一月と

ろを別途に中間報告を行なう予定であり、さらに来春から春夏にかけて審議を続け、来年八月に最終報告を行なうこととしている。これらの報告は、それぞれ、昭和四十六年度税制改正に関する答申及び長期答申（昭和四十六年八月目途）の理論的支柱となることが期待されている。

〔井坂武彦 大蔵省主税局総務課〕